

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 令和7年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第4条、第7条、第11条、第19条、第22条、第28条、第29条、第110条の2、第150条、別表第4～別表第6関係）
- (2) 地方自治法施行令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第2の4関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則

#### 1 制定の理由

静岡県公文書等の管理に関する条例の制定に伴い、必要な事項を定めました。

#### 2 内容

- (1) 公文書の管理について定めました。（第5条～第13条関係）
- (2) 特定歴史公文書の保存、利用等について定めました。（第14条～第26条、別表、別記様式関係）
- (3) 静岡県公文書等管理審査会について定めました。（第27条～第31条関係）
- (4) その他必要な事項について定めました。

#### 3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

### ◇磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定等の見直しに伴う関係規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

磁気ディスク等の記録媒体を指定する規定等の見直しに伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 知事等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
- (2) 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則
- (3) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則
- (4) 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する規則
- (5) 静岡県屋外広告物条例施行規則

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

## 1 改正の理由

令和7年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。

## 2 内容

- (1) 企画部に総務課、企画課、知事政策課、デジタル戦略課、電子県庁課、統計活用課、地域外交課、多文化共生課及び総合教育課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (2) 総務部に総務課、秘書課、広聴広報課、法務文書課、人事課、職員厚生課、地域振興課及び市町行財政課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (3) 財務部に総務課、財政課、税務課、行政経営課、建築企画課、建築工事課及び設備課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）
- (4) スポーツ・文化観光部政策管理局、スポーツ局、文化局、総合教育局、観光交流局及び空港振興局を廃止することとしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (5) 健康福祉部子ども未来局を子ども若者局に改め、子ども若者局に子ども政策課及び私学振興課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (6) 経済産業部就業支援局労働雇用政策課を産業人材課に改めました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (7) 経済産業部農業局農芸振興課を農産振興課に改めました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (8) 東京事務所及び大阪事務所に関する事務を企画部が分掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第12条、第14条、第14条の2関係）
- (9) 賀茂地域局、東部地域局、中部地域局及び西部地域局に関する事務を総務部が分掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第12条、第14条の3関係）
- (10) 下田財務事務所、熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、磐田財務事務所及び浜松財務事務所に関する事務を財務部が分掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（目次、第12条、第15条関係）
- (11) 動物管理指導センターを動物愛護センターに改めました。（目次、第12条、第34条関係）
- (12) 政策推進担当部長、政策調整監、地域外交担当部長、南アルプス担当部長及び感染症危機管理担当部長を廃止することとしました。（第62条の2～第62条の4、第62条の6～第62条の8関係）
- (13) 総務部に、知事公室長を置くこととしました。（第62条の3関係）
- (14) 健康福祉部に、子ども若者政策部長を置くこととしました。（第62条の4関係）
- (15) デジタル戦略担当部長を廃止するとともに、企画部にデジタル戦略部長を置くこととしました。（第62条の5関係）
- (16) 農林水産担当部長を廃止するとともに、経済産業部に農林水産統括部長を置くこととしました。（第62条の9関係）
- (17) デジタル推進官を廃止するとともに、本庁にL G X推進官を置くこととしました。（第66条関係）
- (18) 企画部に、多文化共生推進官を置くこととしました。（第66条の2関係）
- (19) その他必要な改正を行いました。

## 3 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県核燃料税条例の施行期日を定める規則

静岡県核燃料税条例の施行期日は、令和7年4月1日とすることとしました。

#### ◇静岡県核燃料税条例施行規則

##### 1 制定の理由

静岡県核燃料税条例の施行に伴い、必要な事項を定めました。

##### 2 内容

- (1) 核燃料税の賦課徴収に関し必要な申告書等の様式を定めました。（第2条、様式第1号～様式第4号関係）
- (2) 現行の静岡県核燃料税条例施行規則は、廃止することとしました。（附則第2項関係）

##### 3 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 令和7年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。（第3条関係）
- (2) 地方税法施行令等の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第43条、第71条、附則第5項関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 令和7年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第4条、第6条、第20条、第20条の2、第21条、第22条～第24条、第26条、第26条の2、第35条、第36条、第38条、第44条の3、第60条、第64条、第67条、第69条～第72条、第73条の2、第74条～第76条、第77条、第81条、第82条、第85条、第120条、第120条の3、第121条、第121条の2、第127条の2、別表第4、別表第5の3、別表第7、様式第5号～様式第7号、様式第20号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

宅地造成等規制法の改正等に伴い、開発行為の届出を要しない開発行為を見直すほか、必要な改正を行

いました。（第5条、様式第4号、様式第7号関係）

## 2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和7年5月26日から施行することとしました。

### ◇静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

静岡県盛土等の規制に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、目次、第1条、第5条～第30条、附則第2項、附則第3項、別表第1～別表第4、様式第1号～様式第24号関係）

#### 2 施行期日

この規則は、令和7年5月26日から施行することとしました。

### ◇私立学校規程の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

私立学校法の改正に伴い、引用している条項を改めるほか、必要な改正を行いました。（第6条、第8条、別記様式関係）

#### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

### ◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

生活保護法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第19条、様式第44号の2、様式第44号の3、様式第45号～様式第45号の3、様式第46号の3、様式第46号の5、様式第53号関係）

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

### ◇保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第13条、第18条、第19条、第22条～第24条関係）

#### 2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

### ◇知事の権限の一部を健康福祉センター所長に委任する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

生活保護法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

民生委員の定数の見直しをすることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（本則関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年12月1日から施行することとしました。

#### ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

##### 1 制定の理由及び内容

食品衛生法施行規則等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県食品衛生規則
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (3) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (5) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (6) 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (7) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則
- (8) 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (9) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則
- (10) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する規則

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

##### 1 制定の理由及び内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則
- (2) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (3) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
- (2) 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則

2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 国が定める認可外保育施設指導監督の指針の改正の趣旨を踏まえ、認可外保育施設に係る設置届等の様式の改正を行いました。（第22条、第25条、様式第21号～様式第21号の3、様式第24号～様式第26号関係）
- (2) 児童福祉法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（様式第2号、様式第3号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第11条関係）

2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正等に伴い、必要な改正を行いました。（様式第4号、様式第6号～様式第9号関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

#### ◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

製菓衛生師法施行規則の改正等に伴い、製菓衛生師免許申請書等の様式を改めました。（第1号様式～第6号様式関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇調理師法施行細則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

調理師法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、受験願書の様式及び添付書類を改めました。（第4条、様式第5号関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇旅館業法施行条例施行規則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

国の公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正の趣旨を踏まえ、浴槽水に係る検査項目を改めました。（旅館業法施行条例施行規則別表第2、公衆浴場法施行細則別表第2関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所に新たな機器を導入することとしたこと等に伴い、使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 分析等に関する新たな試験の項目を追加することとしたこと等に伴い、その手数料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 静岡県工業技術研究所の業務の見直しに伴い、手数料の項目の一部を削りました。（別表関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（題名、第1条、第3条、第6条～第8条、様式第4号、様式第5号関係）
- (2) 研究開発室及び調査分析室の使用手続について定めました。（第4条、第5条、様式第1号～様式第3号関係）

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

##### 1 制定の理由

静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、条例の施行に関し必要な事項を定めました。

##### 2 内容

- (1) 指定管理者の指定の申請書等について定めました。（第2条、別記様式関係）
- (2) 指定管理者の事業報告書の記載事項について定めました。（第3条関係）
- (3) その他必要な事項について定めました。

##### 3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

- (1) 令和7年度の組織改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第5条、第8条、第11条、第21条、第130条、第132条～第136条、第138条～第142条、第144条、第149条～第151条、第158条、第159条、第161条関係）
- (2) 地方公営企業法施行令の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第68条、別表第2関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

##### 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。

#### ◇静岡県証紙規則の一部を改正する規則

##### 1 改正の理由及び内容

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の改正に伴い、証紙により徴収する使用料を改めるほか、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

## 2 施行期日

この規則は、令和7年4月1日から施行することとしました。